薬　第　５００１　号
令和５年３月10日

各保健所設置市薬務主管課長　様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
（公　印　省　略）

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第１項に基づく知事指定薬物の指定について（通知）

このことについて、令和５年３月 10 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年３月20日条例第10号）第10条第１項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物４物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の４に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第21号）で新たに指定された７指定薬物のうち４指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（令和５年３月20日）から施行されることから、同条例第11条第１項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ　石川
電話　(045)210-1111内線4972

別記

- 公益社団法人　神奈川県医師会長
- 公益社団法人　神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人　神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人　神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人　神奈川県病院協会長
- 公益社団法人　神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人　神奈川県精神科病院協会長
- 神奈川県医薬品卸業協会　理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会長
- 神奈川県製薬協会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会長
- 一般社団法人　日本チェーンドラックストア協会神奈川支部長

神奈川県公報

県の花：山ゆり

毎週火曜日及び金曜日発行

令和５年３月10日（金曜日）　　定 期 第 391 号

購読料　一箇月　二、九三〇円　一箇年　三五、一六〇円（消費税・地方消費税・送料込み）
本号一部　三八〇円（消費税及び地方消費税込み）

発行　横浜市中区日本大通一　神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二一〇－一一一一

印刷　横浜市鶴見区矢向三－一五－一七　野崎印刷紙器株式会社
電話横浜（〇四五）五七一－三五〇八

目　次　　ページ

○規則

神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則（政策・政策法務課）　121

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定（健康医療・薬務課）　122

道路の供用開始（２件）（県土整備・道路管理課）　123

急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防課）　123

○教育委員会規則

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則（教委・教職員人事課）　123

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（教委・教職員人事課）　124

神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（教委・教職員人事課）　124

○教育委員会教育長訓令

神奈川県教職員健康管理規則施行規程の一部を改正する規程（教委・教職員人事課）　124

○選挙管理委員会告示

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数　124

地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数　124

地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１等の数　125

○公告

神奈川県土地利用基本計画の変更の要旨（政策・土地水資源対策課）　125

土地改良区役員退任届出（県央地域県政総合センター）　125

開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）　126

開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）　126

○入札公告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務・総務室）　126

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（ＵＲＬ https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規　　則

神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

神奈川県規則第14号

神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

（神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第１条　神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第28条第２項中「神奈川県公報をもつて」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

（建築士法施行細則等の一部改正）

第２条　次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

⑴　建築士法施行細則（昭和25年神奈川県規則第109号）第28条

⑵　神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第53号）第２条

⑶　不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和40年神奈川県規則第８号）第３条

（神奈川県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第３条　神奈川県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年神奈川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第４条中「神奈川県公報に登載して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

（神奈川県都市公園条例施行規則等の一部改正）

第４条　次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報に」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

⑴　神奈川県都市公園条例施行規則（昭和32年神奈川県規則第102号）第16条

⑵　調理師法施行細則（昭和34年神奈川県規則第29号）第１条第４項

⑶　神奈川県女性保護施設さつき寮条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第37号）第３条

⑷　神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則を廃止する規則（平成23年神奈川県規則第39号）附則第２項の規定によりなおその効力を有することとされる旧神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第61号）第12条

⑸　製菓衛生師法施行細則（昭和42年神奈川県規則第53号）第３条第１項

⑹　神奈川県漁港管理条例施行規則（昭和44年神奈川県規則第

この公報は再生紙を使用しています

102号）第17条
⑺　神奈川県立県民ホール条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第20号）第２条
⑻　神奈川県ライトセンター条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第79号）第２条
⑼　神奈川県聴覚障害者福祉センター条例施行規則（昭和55年神奈川県規則第27号）第２条
⑽　三浦しらとり園条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第30号）第３条
⑾　神奈川県立21世紀の森条例施行規則（昭和58年神奈川県規則第45号）第２条
⑿　神奈川県立神奈川近代文学館条例施行規則（昭和59年神奈川県規則第61号）第２条
⒀　神奈川県立かながわ労働プラザ条例施行規則（平成７年神奈川県規則第37号）第２条
⒁　神奈川県立音楽堂条例施行規則（平成７年神奈川県規則第51号）第２条
⒂　神奈川県立地球市民かながわプラザ条例施行規則（平成９年神奈川県規則第105号）第２条
⒃　神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第４号）第57条
⒄　神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則（平成11年神奈川県規則第89号）第２条
⒅　神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則（平成13年神奈川県規則第94号）第３条
⒆　神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則（平成16年神奈川県規則第83号）第７条
⒇　神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）第５条
(21)　神奈川県立かながわアートホール条例施行規則（平成20年神奈川県規則第48号）第２条
(22)　神奈川県立宮ケ瀬やまなみセンター条例施行規則（平成27年神奈川県規則第68号）第２条
(23)　神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則（平成27年神奈川県規則第69号）第３条
(24)　神奈川県立のビジターセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第５号）第３条
(25)　神奈川県立相模湖漕艇場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第27号）第３条
(26)　神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第28号）第３条
(27)　神奈川県立武道館条例施行規則（平成28年神奈川県規則第29号）第２条
(28)　神奈川県立スポーツ会館条例施行規則（平成28年神奈川県規則第30号）第２条
(29)　神奈川県立伊勢原射撃場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第31号）第２条
(30)　神奈川県立山岳スポーツセンター条例施行規則（平成28年神奈川県規則第32号）第２条
(31)　神奈川県立宮ケ瀬湖カヌー場条例施行規則（平成28年神奈川県規則第33号）第２条
(32)　神奈川県立大船フラワーセンター条例施行規則（平成29年神奈川県規則第67号）第２条

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第５条　クリーニング業法施行細則（昭和36年神奈川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「神奈川県公報で」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

（貸金業法施行細則の一部改正）

第６条　貸金業法施行細則（昭和58年神奈川県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第５条第２項」を「第５条第１項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「神奈川県公報に掲載すること」を「同条第２項に規定する方法によるほか、インターネットの利用その他の方法」に改める。

（神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部改正）

第７条　神奈川県土地利用調整条例施行規則（平成８年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第13条第２項中「神奈川県公報による公告、日刊新聞紙への掲載その他知事が適当と認める」を「インターネットの利用その他の」に改める。

（神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第８条　神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成11年神奈川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第25条第２項中「神奈川県公報による公告、ホームページへの掲載その他の知事が適当と認める」を「インターネットの利用その他の」に改める。

（神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則等の一部改正）

第９条　次に掲げる規則の規定中「神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる」を「インターネットの利用その他の」に改める。

⑴　神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（平成18年神奈川県規則第114号）第５条第２項
⑵　神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則（平成21年神奈川県規則第58号）第５条第２項
⑶　神奈川県青少年保護育成条例施行規則（平成22年神奈川県規則第119号）第４条第４項及び第17条第２項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

神奈川県告示第67号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第１項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和５年３月11日から施行する。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　知事指定薬物の名称

⑴　化学名　Ｎ－（４－フルオロフェニル）－Ｎ－［１－（２－フェニルエチル）ピペリジン－４－イル］フラン－２－カルボキシアミド及びその塩類（通称名　ｐａｒａ－Ｆｌｕｏｒｏｆｕｒａｎｙｌｆｅｎｔａｎｙｌ、４Ｆ－ｆｕｒａｎｙｌｆｅｎｔａｎｙｌ、４Ｆ－Ｆｕ－Ｆ）
⑵　化学名　Ｎ－エチル－Ｎ－メチルトリプタミン及びその塩類（通称名　ＭＥＴ）
⑶　化学名　（８Ｒ）－Ｎ，Ｎ－ジエチル－６－メチル－１－ペンタノイル－９，１０－ジデヒドロエルゴリン－８－カルボキシアミド及びその塩類（通称名　１Ｖ－ＬＳＤ）
⑷　化学名　１－［１－（３－メチルフェニル）シクロヘキシル］ピロリジン及びその塩類（通称名　３－Ｍｅ－ＰＣＰｙ、３－ｍｅｔｈｙｌ－ＰＣＰｙ、３－Ｍｅ－ｒｏｌｉｃｙｃｌｉｄｉｎｅ、３－ｍｅｔｈｙｌ－ｒｏｌｉｃｙｃｌｉｄｉｎｅ）

２　指定の理由

１の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和５年３月10日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　道路の種類及び路線名
　一般国道134号
２　供用開始の区間
　三浦市初声町入江字二番地176番２地先から
　同　　　　　　　　　　　　まで
３　供用開始の日
　令和５年３月10日

神奈川県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和５年３月10日から２週間、一般の縦覧に供する。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　道路の種類及び路線名
　県道横須賀三崎
２　供用開始の区間
　三浦市初声町入江字二番地176番２地先から
　同　　　　　　　　　　　　まで
３　供用開始の日
　令和５年３月10日

神奈川県告示第70号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　区域の名称
　朝比奈町内割地区急傾斜地崩壊危険区域
２　区域
　次に掲げる土地に存する標柱第１号から第７号までを順次結んだ線及び標柱第７号と第１号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第　１　号	横浜市金沢区朝比奈町字内割539番１
第　２　号	同　　　511番ロ・516番・517番・535番合併１
第　３　号	同　　　518番イ
第　４　号	同　　　524番
第　５　号	同　　　529番２
第　６　号	同　　　602番２
第　７　号	同

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

教育委員会規則

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月10日

神奈川県教育委員会
教育長　花　田　忠　雄

神奈川県教育委員会規則第３号

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の実施に関する規則（平成３年神奈川県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

本則中「第４条まで」を「第５条まで」に改める。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の１項を加える。

（市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例附則第４項に規定する通知）

３　市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例附則第４項に規定する通知は、人事異動通知書を交付することにより行うものとする。ただし、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付、電子文書（神奈川県教育委員会行政文書管理規則（平成12年神奈川県教育委員会規則第14号）第２条第２号に規定する電子文書をいう。）の提供その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月10日

神奈川県教育委員会

教育長　花　田　忠　雄

神奈川県教育委員会規則第４号

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則（平成15年神奈川県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月10日

神奈川県教育委員会

教育長　花　田　忠　雄

神奈川県教育委員会規則第５号

神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成15年神奈川県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第２号

庁 中 一 般

各県立学校

神奈川県教職員健康管理規則施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和５年３月10日

神奈川県教育委員会

教育長　花　田　忠　雄

神奈川県教職員健康管理規則施行規程の一部を改正する規程

神奈川県教職員健康管理規則施行規程（平成12年神奈川県教育委員会教育長訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項第２号及び第３号中「第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項」を「第22条の４第１項又は第22条の５第１項」に改め、同条第３項第２号中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の第12条第２項第２号及び第３号の規定を適用する。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数は、154,189である。

令和５年３月10日

神奈川県選挙管理委員会

委員長　保　阪　　努

神奈川県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和５年３月10日

神奈川県選挙管理委員会

委員長　保　阪　　努

選挙区名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の３分の１の数
横浜市鶴見区	79,642
同　神奈川区	67,993
同　西区	28,927
同　中区	40,268

同　南区	55,420
同　港南区	60,860
同　保土ケ谷区	57,344
同　旭区	69,107
同　磯子区	46,396
同　金沢区	55,444
同　港北区	98,808
同　緑区	50,166
同　青葉区	86,139
同　都筑区	58,059
同　戸塚区	78,350
同　栄区	34,512
同　泉区	42,826
同　瀬谷区	34,461
川崎市川崎区	62,826
同　幸区	46,848
同　中原区	72,224
同　高津区	63,921
同　宮前区	64,452
同　多摩区	61,135
同　麻生区	49,621
相模原市緑区	47,358
同　中央区	75,891
同　南区	78,378
横須賀市	110,968
平塚市	72,010
鎌倉市	50,334
藤沢市	123,252
小田原市	53,520
茅ケ崎市	68,974
逗子市・葉山町	25,908
三浦市	12,230
秦野市	44,993
厚木市	62,019
大和市	67,515
伊勢原市	27,952
海老名市	38,347
座間市	36,843
南足柄市・足柄上	30,207
綾瀬市	22,583
寒川町	13,583
大磯町・二宮町	17,448
足柄下	12,305
愛川町・清川村	11,462

神奈川県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,063,681である。

令和５年３月10日

神奈川県選挙管理委員会
委員長　保　阪　　努

公　　告

神奈川県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法第９条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を公表します。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

１　変更の内容

神奈川県土地利用基本計画（計画図）の地域区分の変更　２か所

	変更した地域区分	変更した地域が所在する市町村	拡大又は縮小の別	変更部分の面積
1	農業地域	秦野市	縮小	1 ha
2	農業地域	中井町	縮小	8 ha

２　変更年月日

令和５年３月３日

神奈川県相模川西部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住　　所	氏　名
監　　事	厚木市中町３丁目17番17号	小　林　常　良

都市計画法第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和５年３月10日

神奈川県平塚土木事務所長　藤　崎　伸二郎

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市串橋字登り道37の１ほか４筆
開発区域の面積	560.17平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市東伏見３－６の19
開発許可を受けた者の氏名	タクトホーム株式会社 代表取締役　小寺　一裕
開発許可年月日及び許可番号	令和４年８月25日　神奈川県指令平土第610035号

都市計画法第36条第３項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和５年３月10日

神奈川県厚木土木事務所長　竹　内　　淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷上５－5,203の１ほか14筆
開発区域の面積	1,689.23平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町３－２の22
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役　松林　重行
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和４年10月６日　神奈川県指令厚土東第610062号 (令和４年11月２日　神奈川県指令厚土東第610075号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町半原字下新久1,697の２の一部及び1,697の16ほか４筆
開発区域の面積	974.67平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町半原2,402の２
開発許可を受けた者の氏名	有限会社エヌケイハウジング 代表取締役　中野　能孝
開発許可年月日及び許可番号	令和４年７月26日　神奈川県指令厚土第610005号

入　札　公　告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和５年３月10日

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

1　調達内容

⑴　件名

地方税ポータルシステムに係るＡＳＰサービスの導入、提供及び運用保守等業務委託

⑵　委託業務の概要

地方税ポータルシステムに係るＡＳＰサービスの導入、提供及び運用保守等の業務委託

⑶　履行期間

契約締結日から令和10年12月31日まで

⑷　履行場所

仕様書によります。

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者で、同条第２項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

⑵　神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

⑶　神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

⑷　地方税共同機構により認定委託先事業者として認定された者であること。

⑸　電子申告等システム及び国税連携システムを委託利用型システムとして導入できる者であること。

⑹　ＡＳＰサービスを都道府県へ提供した実績を有する者であること。

⑺　ＩＳＯ9001の認証を取得している者であること。

⑻　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001の認証を取得している者又はプライバシーマーク付与認定がある者であること。

⑼　仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で⑵に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア　資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎１階　電話（045）210－6721）

イ　申請方法

かながわ電子入札共同システム（ＵＲＬ　https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのＷＴＯ申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231－8588

横浜市中区日本大通１　神奈川県庁本庁舎１階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ　申請期限

令和５年４月５日(水)午後３時

エ　その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3　入札説明書の交付場所等

(1)　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231－8588　横浜市中区日本大通１　神奈川県庁本庁舎４階　神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ　千代　香菜子　電話（045）210－3032

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

(2)　入札説明書の交付期間

令和５年３月10日(金)から同年４月５日(水)午後３時まで

4　入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和５年４月５日(水)午後３時までに３の(1)の場所に提出してください。

5　入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎４階　神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1)　入札期間

令和５年４月17日(月)午前８時30分から同月20日(木)午前９時まで

(2)　開札日時

令和５年４月20日(木)午前９時10分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和５年４月20日(木)午前９時までに到着するよう３の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6　契約の締結

契約の締結は、令和５年４月１日以後に行います。また、令和５年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

7　その他

(1)　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金

免除

(3)　入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4)　落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第１項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5)　契約書作成の要否

要

(6)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8　Summary

(1)　The nature and quantity of the services to be purchased：Consignment of introduction, provision, operation and maintenance work of ASP service regarding local tax portal system

(2)　Time limit of tender：9：00 a.m., April 20, 2023

(3)　Contact point for the notice：Kanako Chiyo, Accounting Group, Office of General Affairs, General Administration Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231－8588 Japan, Tel (045) 210－3032